解体業者

許可の手引き

(自動車リサイクル法)

新潟市廃棄物対策課 令和3年1月

目 次

はじ	こめに	1
1	使用済自動車とは	1
2	解体自動車とは	1
3	解体業者の許可が必要な方	1
4	許可要件	2
5	許可・更新の手続き	3
6	解体業許可後の責務	5
7	変更・廃業の手続き	6
8	廃棄物処理基準について	8
9	許可後の事務について	10
10	申請·相談窓口 ·	11

(巻末)

様式集・記載例

はじめに

新潟市内の事業所において、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、引取業者、フロン類回収業者又は他の解体業者から引き取った使用済自動車(解体自動車)(以下「使用済自動車等」という。)の解体を行う事業者は、解体業者として新潟市長の許可を受けることが必要です。

解体業者は、使用済自動車等のリサイクル・処理を再資源化基準(「6 (3) 再資源化 基準の遵守義務」を参照)に従って適正に行い、エアバッグ類(ガス発生器)を自動車製 造業者等に引き渡す役割を担っています。

この手引きでは、新潟市における解体業者の許可の手続き等についてご案内しています。

1 使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。 法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車です。

<対象外となる自動車>

- ・被けん引車
- ・二輪車 (原動機付自転車、側車付のものを含む)
- · 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装 甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、 無人搬送車)

2 解体自動車とは

解体自動車とは、使用済自動車を解体することによって、その部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいいます。

3 解体業者の許可が必要な方

新潟市内の事業所において、引取業者、フロン類回収業者又は他の解体業者から引き取った使用済自動車等の解体 (**) を行う事業者は、解体業者として新潟市長の許可を受けることが必要です。(新潟市外の事業所においては新潟県知事の許可を受けることが必要です。)

複数の事業所を有する場合は、事業者ごとの許可となりますが、許可は解体業を行う 事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可を受けなければ なりません。

(※)「解体」とは

使用済自動車等から、<u>部品を取り外す行為はすべて解体行為となり解体業者として許可を受けるこ</u>とが必要です。

例外的に次の場合については、解体行為とはみなされないこととされています。

- 〇カーナビ、カーステレオ等の附属品を取り外す行為
- 〇中古車輸出時において、コンテナ積載のため、ドアミラー、タイヤ等を一時的に取り外し、車体 と一緒に積載する場合

4 許可要件

解体業の許可を受けるには、次の基準を満たす必要があります。

(1)施設基準

/	
使用済自動車等を	・みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがあり、
解体するまでの間	保管区域が明確であること
保管するための施	・廃油、廃液が漏出するおそれのある使用済自動車等を保管す
設(解体作業場以	る場合、①床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油、廃液
外の場所で保管す	の地下浸透の防止措置が講じられていること②廃油が事業所
る場合)	から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している
	排水溝が設けられていること(ただし、保管に先立ち、廃油、
	廃液の回収、漏出防止措置が講じられている場合を除く)
燃料抜取場所(解	・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油の地下浸透の防止
体作業場以外の場	措置が講じられていること
所で燃料を抜き取	・廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接
る場合)	続している排水溝が設けられていること
解体作業場	・燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること(た
	だし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場
	合を除く)
	・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油、廃液の地下浸透
	の防止措置が講じられていること
	・廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに
	接続している排水溝が設けられていること(ただし、解体作
	業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出
	防止のための必要な措置が講じられている場合を除く)
	・雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根、覆い等
	床面に雨水等がかからないような設備を有すること(ただし、
	屋根等の設置が著しく困難で、かつ、雨水等による廃油及び
	廃液の流出を防ぐための十分な能力を有する油水分離槽を設
	けるなどの措置が講じられている場合を除く)
取り外した部品を	・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油、廃液の地下浸透
保管するための設	の防止措置が講じられていること(ただし、保管に先立ち、
備	廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く)
	・雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根、覆い等
	部品に雨水等がかからないような設備を有すること(ただし、
	保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている
	場合を除く)

(2)能力基準

- ・解体手順等を記載した標準作業書(※)を常備し、従事者に周知すること
- ・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでな いこと

(※)「標準作業書」とは

業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。これに加えて、上記施設基準の例外規定(ただし書き)に当てはまる場合は、その旨を明確に記載してください。

<標準作業書の記載事項>

- ①使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- ③使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品(エアバッグ類)及び鉛蓄電池等(鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯)の回収の方法を含む。)
- ④油水分離装置及びためます等の管理の方法 (これらを設置する場合に限る)
- ⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物 (解体自動車及び指定回収物品を除く。) の処理の方法
- ⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他有用なものの保管の方法
- ⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- ⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨火災予防上の措置

(3) 欠格要件

法第62条第1項第2号イからヌの欠格要件(※)に該当していないこと。

(※) 欠格要件については巻末の誓約書を参照してください。

5 許可・更新の手続き

(1)申請に必要な書類等 (O:必要 ×:不要)

	必要書類等	注意事項	新規	更新
申請書	解体業許可(許可の更新)申請書	様式第五	0	0
	誓約書(法第62条第1項第2号イからヌのいずれにも該当しないことを誓約する書類)		0	0
	現行の許可証の写し		×	0
	標準作業書		0	0
T	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設付近の見取図	変更がある場合は、変更の届出が必要。※7変更・廃業の手	0	×
添 付 ・	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権又は使用権原を有することを証する書類(土地・建物の登記事項証明書及び地籍図、賃貸借契約書等)	続き参照	0	×
書	事業計画書	別紙 3	0	0
類	収支見積書	別紙 4	0	0
	住民票(本籍の記載があるもの、外国個人は国籍等の記載のあるもの)	(※1)	O (% 3)	0
	人 法第62条第1項第2号イに該当しな の いかどうかを審査するために必要と認 場 められる書類	(<u>**</u> 1) (<u>**</u> 2)	O (% 3)	0
	合 申請者が未成年であり法定代理人が法 人の場合 ・ 登記事項証明書(商業登記法に係る もの) ・ 定款又は寄付行為	現行定款等と相 違ない旨の証明 をしたもの	0	0
	定款又は寄付行為 法 人	現行定款等と相 違ない旨の証明 をしたもの	0	0
	の 登記事項証明書(商業登記法に係るも 場 の) 合	更新申請の場合 は、履歴事項全 部証明書	0	0

	住民票(本籍の記載があるもの、外国 人は国籍等の記載があるもの)	(※3)	O (% 4)	0
	法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	(※3)	O (% 4)	0
	持分100分の5以上の株主又は出資者がいる場合 ・ 出資額を記載した書類 ・ 株主、出資者が法人の場合は登記証明書(商業登記法に係るもの)	出資額を記載し た書類は、法人 税の確定申告書 「別表2」(直近 のもの)	O (% 4)	0
- 141 ded	78,000円	申請時に納付書を発 行しますので、金融	0	
手数料	70,000円	機関でお振込みください		0

- (※1)申請者が未成年の場合は法定代理人(法定代理人が法人の場合は、当該法人の役員)、政令で定める使用人(*2)がいる場合はその使用人のものも必要です。
- (※2) 具体的には、「精神の機能の障害に関する医師の診断書」を想定しています。従来 の「登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の 登記事項証明)」の提出も可とします。
- (※3) 役員 (*1)、政令で定める使用人 (*2)、持分 100 分の 5 以上の株主又は出資者の 全員のものが必要です。
- (※4) 新規申請の場合、既に取得済みの解体業、破砕業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づくの産業廃棄物収集運搬もしくは処分業の許可証の写しを提出することで、書類の添付を省略することができます。
- (注1)住民票、登記事項証明書等の公的な書類は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- (注2) この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

(*1)役員とは

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(*2)使用人とは(政令第5条)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものです。

- 1 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限 を有する者を置くもの

(2)提出部数

1部 ※控えが必要な場合は更に必要な部数を提出してください。

(3)提出先

新潟市廃棄物対策課(電話:025-226-1411)

新潟市中央区学校町通一番町602番地1(市役所本庁舎2階)

(4) その他留意事項

- ○原則として郵送での申請は受け付けておりません。事前に提出日時等を連絡・調整 の上、申請書等を持参してください。
- ○許可証の郵送を希望する場合は、返信用封筒を持参してください。
- ○許可有効期間は**5年**です。更新申請は**有効期間満了日のおおむね2ヶ月前から**受け 付けています。
- ○法に基づく他の申請や届出を同時に行う場合においては、重複する添付書類につい

ては、いずれか一つに添付することで、他の書類への添付を省略できます。

○様式は本手引きの巻末に添付されているほか、電子ファイルは新潟市ホームページ (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai home/car/index.html) から ダウンロードできます。

6 解体業許可後の責務

(1)引取義務

引取業者又はフロン類回収業者から使用溶自動車の引取りを求められた場合は、正 当な理由(以下参照)がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりませ ん。(法第15条)

く正当な理由>

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合 (例:事業所が地震・風水害により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合など)
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合 (例:他のゴミが詰められている場合など)
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合 (例:大量一括持込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持込まれる ことで、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合など)
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合 (例:引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に使用済自動車がおいていかれてし まう場合など)
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するも のである場合

(例:盗難車と知りながらの引取りなど。なお、法令には、自動車リサイクル法も 含まれる)

(2)回収義務

使用済自動車の引取りを行ったときは、エアバッグ類(運転席や助手席のエアバッ ッグ、サイド・カーテン式などのエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等のイ ンフレータ等(ガス発生器)部分)を回収しなければなりません。(法第16条第3項)

(3)再資源化基準の遵守義務

使用済自動車等を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に 引き渡す場合を除き、再資源化基準(**)に従い適切な解体を実施しなければなりませ ん。(法第16条第1項、第2項)

(※) 再資源化基準とは

- ・有用な部品や材料等が破損し、その回収に支障が生じることのないよう適正に保管すること ・鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を 回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化すること
- 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、自ら又は適正な業者に委託し て再資源化すること
- ・回収した有用な部品や材料等は、再資源化を行うまでの間適正に保管すること

(4) 引渡義務

引き取った使用済自動車等を、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者 (*)に引き渡さなければなりません。(法第16条第4項)

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を **5 年間**保存する義務があります。(法第 1 6 条第 5 項)

(※)「解体自動車全部利用者」とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

なお、新潟県内の港(新潟港、直江津港、柏崎港)より解体自動車を輸出する場合は、輸出申告時に電子マニフェストの画面印刷物の提出が必要となります。輸出申告者から電子マニフェストの画面印刷物の提供を求められた場合は、自動車リサイクルシステムの画面を印刷し、輸出申告者に提供されるようお願いします。

(5)報告義務

使用済自動車等の引取り・引渡しから**3日以内**に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。(法第81条第7~9項)

(6) 廃棄物処理基準に従う義務(「8 廃棄物処理基準について」を参照)

使用済自動車等を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の収集・運搬業や処分業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。(法第122条第8項)

<注意事項>

他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の収集・運搬業(積む場所、降ろす場所それぞれを所管している行政の許可が必要)の許可を有するものに委託する必要があります。この際、廃棄物処理法上のマニフェストの交付は不要ですが、産業廃棄物である使用済自動車の場合は、委託契約が必要になります。この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2(委託基準)及び同施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書面)並びに同8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)の定めに従って行う必要があります。また、この契約書は契約の終了の日から5年間保存しておく必要があります。

(7)標識の掲示義務

解体業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載した標識(縦・横各20cm以上)を掲げなければなりません。 (法第65条) (※許可証を掲示することで対応することも可能です。)

7 変更・廃業の手続き

(1) 手続きに必要な書類等

①変更の届出

次に掲げる事項に変更があったときは、その日から**30日以内**に、その旨を届け出なければなりません。

	注意事項			
届出書		解体業変更届出書		様式第七
添		誓約書(法第62条第1 当しないことを誓約する	項第2号イからヌのいずれにも該ら書類)	
付書		現行の許可証の写し		
類	変更のあった	個人の場合 個人の氏名及び住所	・住民票(本籍の記載があるもの、 外国人は国籍等の記載のあるも の) ・法第62条第1項第2号イに該 当しないかどうかを審査するた めに必要と認められる書類	

			1
もの	法人の場合 法人の名称及び住所、 代表者氏名	・定款又は寄付行為 ・履歴事項全部証明書(商業登記 法に係るもの)	現行定款等と相違ない旨の証明を
	法人の場合	・住民票(本籍の記載があるもの、	したもの
	法人の役員の氏名及び 住所	外国人は国籍等の記載のあるもの) ・法第62条第1項第2号イに該	
		当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ・履歴事項全部証明書(商業登記	
	法人の場合 3人の持分 100 分の 5	法に係るもの) ・出資額を記載した書類 ・住民票(本籍の記載があるもの、	出資額を記載した書類
	以上の株主又は出資者 の氏名、又は名称及び 住所	外国人は国籍等の記載のあるもの) ・法第62条第1項第2号イに該	は、法人税の確定申告書「別表2」
		当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ・法人の場合は登記事項証明書 (商業登記法に係るもの)	(直近のも の)
	使用人の氏名及び住所	・住民票(本籍の記載があるもの、 外国人は国籍等の記載のあるも	
	未成年の場合の法定代 理人(個人)の氏名及 び住所	の) ・法第62条第1項第2号イに該 当しないかどうかを審査するた めに必要と認められる書類	
	未成年の場合の法定代 理人(法人)の名称及 び住所、代表者の氏名	・定款又は寄付行為・履歴事項全部証明書(商業登記法に係るもの)	現行定款等と相違ない旨の証明をしたもの
	未成年の場合の法定代 理人(法人)の役員の 氏名及び住所	・住民票 (本籍の記載があるもの、 外国人は国籍等の記載のあるも の)	<u> </u>
		・法第62条第1項第2号イに該 当しないかどうかを審査するた めに必要と認められる書類	
	**************************************	・履歴事項全部証明書(商業登記法に係るもの)	<u> </u>
	事業所の名称及び所在地	・施設の構造を明らかにする平面 図、立面図、断面図、構造図及び 設計計算書並びに施設付近の見	変更に係る施設のみ
	事業の用に供する施設の概要	取図 ・施設の所有権又は使用権原を有 することを証する書類(土地・	
		建物の登記事項証明書及び地籍 図、賃貸借契約書等)	
	標準作業書の記載事項 解体業、破砕業、廃棄 物処理法に基づく業の	・標準作業書 ・許可証の写し	
	許可を取得している場合の当該許可番号		

解体作業場以外で使用 済自動車、解体自動車 の積替え・保管を行う 場合には、当該場所の 所在地、面積、保管量 の上限

- ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設付近の見取図
- ・施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類(土地・建物の登記事項証明書及び地籍図、賃貸借契約書等)



- (注) 住民票、登記事項証明書等の公的な書類は、**届出日前3ヶ月以内に発行されたもの** を添付してください。
- (注2) この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

②廃業の届出

	必要書類等	
届出書	解体業に係る廃業等届	
添付書類	解体業許可証	原本

(2)提出部数

1部 ※控えが必要な場合は更に必要部数を提出してください。

(3)提出先

新潟市廃棄物対策課(電話:025-226-1411) 新潟市中央区学校町通一番町602番地1(市役所本庁舎2階)

(4) その他留意事項

- ○郵送可。控えが必要な場合は、返信用の封筒を同封してください。
- ○法に基づく他の申請や届出を同時に行う場合においては、重複する添付書類については、いずれか一つに添付することで、他の書類への添付を省略できます。
- ○様式は本手引きの巻末に添付されているほか、電子ファイルは新潟市ホームページ (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai_home/car/index.html) からダウンロードできます。

8 廃棄物処理基準について

使用済自動車等はその価値の有無にかかわらず廃棄物処理法に基づく廃棄物として扱われます。したがって、法で定める基準のほか、収集運搬や保管等については廃棄物処理法に基づく基準に従い、使用済自動車等を取扱わなければなりません。

(1) 収集運搬の基準

収集又は運搬をする場合は、次のことを守らなければなりません。

- ①使用済自動車等(以下「廃棄物」という。)の収集又は運搬は、次によること。
- イ 廃棄物の収集又は運搬は、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ロ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ②廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を 生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

- ③運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないも のであること。
- ④廃棄物の積替えを行う場合は、次によること。
- イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替え場所であることが表示されている場所で行うこと。
- ロ 積替えの場所から廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散 しないようにすること。
- ハ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよ うにすること。
- ⑤廃棄物の保管は、廃棄物の積替え(以下の基準に適合する場合に限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。
- イ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ロ 搬入された廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超える ものでないこと。
- ハ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(2) 保管の基準

廃棄物を保管する場合は、次のことを守らなければなりません。

- ①保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- イ 周囲に囲い (保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合は、 当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。) が設けられていること。
- ロ 見やすい場所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の 保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(掲示板の記載例)

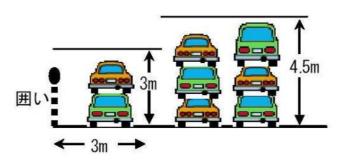
60 cm 以上

名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車保管場所
管理者の氏名	□□自動車解体(株)△△工場
又は名称及び連絡先	電話 000-000-0000
積み上げの高さ	最大OOm
保管量の上限	使用済自動車 最大〇〇台 解体自動車 最大〇〇台

60 cm以上

- (掲示板の記載事項)
- ・保管の場所である旨
- ・廃棄物の種類 使用済 自動車等である旨
- ・保管場所の管理者の氏 名又は名称及び連絡先
- ・積み上げることができる高さ並びに保管上限 (屋外保管の場合のみ)
- ②保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次のとおり措置を講ずること。
- イ 廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとと もに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

- ロ 屋外において廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物 の高さが次の高さを超えないようにすること。
 - 格納施設を用いないで使用済自動車等のうち圧縮していないものを保管 する場合



- 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を利用して保管する場合は、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ
- ③保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう にすること。

(3)処分の基準

廃棄物を処分する場合は、次のことを守らなければなりません。

- ①廃棄物の処分は次によること。
- イ 廃棄物の処分にあたって、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ロ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生ず るおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ②廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

9 許可後の事務について

使用済自動車等を引き取る場合には、市長等の許可に加え、パソコン等を用いた電子マニフェストによる引取・引渡報告等を行うための自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターで登録業務を行っていますので、 連絡のうえ必要な手続きを行ってください。

自動車リサイクルシステム事業者登録情報センター 電話 050-3786-8822

10 申請・相談窓口

新潟市内の事業所においては新潟市長の許可が必要です。

	窓口	電話(FAX)	所管地域
新潟市 廃棄物対策課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 一番町602番地1(市役 所本庁舎2階)	025-226-1411 (025-222-7032)	新潟市

【参考】新潟県知事の許可に関する申請・届出等については、申請者の住所地を所管する次の環境センターへ提出してください。。

がの状況ですり					
2	窓口	電話(FAX)	所管地域		
新発田地域振興局	〒957-8511	0254-26-9139	新発田市、村上市、阿賀野		
健康福祉環境部	新発田市豊町3-3-2	(0254-26-6800)	市、胎内市、五泉市、聖籠町、		
環境センター			阿賀町、関川村、粟島浦村		
三条地域振興局	〒955-0046	0256-36-2234	三条市、加茂市、燕市、田		
健康福祉環境部	三条市興野1-13-45	(0256-36-2235)	上町、弥彦村		
環境センター					
長岡地域振興局	〒940-0865	0258-38-2532	長岡市、柏崎市、小千谷市、		
健康福祉環境部	長岡市四郎丸町字沖	(0258-38-2671)	見附市、出雲崎町、刈羽村		
環境センター	田 173-2				
南魚沼地域振興局	〒949−6623	025-772-8154	十日町市、魚沼市、南魚沼		
健康福祉環境部	南魚沼市六日町	(025-772-2190)	市、湯沢町、津南町		
環境センター	620-2				
上越地域振興局	〒943-0807	025-524-4237	上越市、糸魚川市、妙高市		
健康福祉環境部	上越市春日山町	(025-524-6998)			
環境センター	3-8-34				
佐渡地域振興局	〒952-1555	0259-74-3428	佐渡市		
健康福祉環境部	佐渡市相川二町目浜	(0259-74-4563)			
環境センター	町20-1				
県庁	〒950-8570	025-280-5160			
廃棄物対策課	新潟市中央区新光町	(025-280-5740)			
	4–1				

様式集・記載例

許可

解体業

申請書

許可の更新

※許可番号			
※許可年月日	年	月	田
	年	月	Н

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) -住 所氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添 えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称	事業所の名称及び所在地					
名称						
所在地	(郵便番号)	-				
		電話番号				
事業の用に供	まする施設の概要					
	は破砕業の許可 F県のものを含む	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)			
。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)						
	上理法に基づく産 日業の許可(他の	都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合に あっては、申請年月日)			
業廃棄物処理業の許可(他の 都道府県のものを含む。)を 有している場合にあっては、 その許可番号(申請中の場合 にあっては、申請年月日)						
解体業を行おうとする事業所 以外の場所で使用済自動車又 は解体自動車の積替え又は保 管を行う場合には、当該場所 の所在地、面積及び保管量の 上限						

いい、相談役、 務を執行する社	顧問その他いた	いなる名称を有 執行役又はこれ	育する者であるπ ιらに準ずる者。	かを問わ と同等以	れらに準ずる者を ず、法人に対し業 上の支配力を有す
(s) 氏	りがな) 名	役職名	,	住	所
				L ~ [B ^	
	Eする使用人のE ^{りがな)} 名	だ名及び住所 		める場合 住	に記入すること。) 所
法定代理人の氏 入すること。)	名及び住所(未成	対年者であり、	かつ、その法定作	代理人が個	固人である場合に記
(s 氏	(ふりがな) 氏 名 住 所				
	称及び住所並びに 場合に記入するこ		氏名(未成年者)	であり、フ	かつ、その法定代理
名称	名称				
(ふりがな) 代表者 の氏名					
住所	(郵便番号)	_	∌ ≯1. ₩. □		
		ĺ	電話番号	_	_

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

	(ふりがな) 氏 名	 役職名		住	所
Ĺ	巻行済株式総数の100分の 5 以上の額に相当する出資をして としている者があるときに記力	ている者(法人			
	(ふりがな) 氏 名	住	所		保有する株式の数 又は出資の金額
根	票準作業書の記載事項				
	使用済自動車及び解体自動 車の保管の方法				
	廃油及び廃液の回収、事業 所からの流出の防止及び保 管の方法				
	使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)				
	油水分離装置及びためます 等の管理の方法(これらを 設置する場合に限る。)				
	使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物 (解体自動車及び指定回収物品を除く。) の処理の方法				

使用済自動車又は解体自動 車から分離した部品、材料 その他の有用なものの保管 の方法	
使用済自動車及び解体自動 車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の 保守点検の方法	
火災予防上の措置	
 △手数料欄	

- 備考 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかに する図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添 付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

解体業変更届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) -住 所氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

解体業に係る廃業等届

年 月 日

(宛先) 新潟市長 様

(郵便番号) -住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

下記のとおり解体業の廃止等をしたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により届け出ます。

記

	住所	
解体業の廃止等をした解体業者	氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	
	許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日		年 月 日
廃業等の理由	1死亡2法人の合併による3法人の破産による4法人の合併又は破ち5その許可に係る解	る解散 破産以外の理由による解散

注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

誓約 書

(宛先) 新潟市長

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号 イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格事項

- ✔ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第七条の四 若しくは第十四条の三の二 (廃棄物処理 法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件イの省令で定める者

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

上記欠格要件ハの政令で定める法令

①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推 進に関する特別措置法

上記欠格要件チ及びヌの政令で定める使用人

- 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
- ① 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記載例 (許可の更新の場合)

様式第五 (第五十五条関係)

<u>許 可</u>

解体業

申請書

許可の更新

※許可番号	20593000000
※許可年月日	○○○○年○月○日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) 950-○○○

住 所 新潟県新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の	事業所の名称及び所在地			
名 称	ķ	○○株式会社 ○○事業所		
所在地	1	(郵便番号) 950-0000 新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号 電話番号 025-000-0000		
事業の用に供する施設の概要		する施設の概要	・使用済自動車保管場所 ***㎡ 最大保管量 **台(普通乗用車換算) ・解体自動車保管場所 ***㎡ 最大保管量 **台(普通乗用車換算) ・解体作業場(燃料抜取場兼用) ***㎡ 床面コノクリート打設(300mm)建屋有り ・部品保管場所 ***㎡ 屋根有り ・油水分離装置 3 槽 **㎡ 1 箇所 ・運搬車輛 2 台(キャリアカー1、平ボディイ1)	
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む			都道府県・市名	許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)
。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)		可番号(申請中	1 ○○県 2 新潟市	1 解体業 第**********号 2 破砕業 第20594000000号
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、中請中の場合にあっては、申請年月日) 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車に解体自動車の積替え又は、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			都道府県・市名	許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)
		合にあっては、 (申請中の場合	1 新潟市 2 新潟市 3 ○○県	1 収集運搬業 第********号 2 中間処理業 第*******号 3 収集運搬業 第********号
		使用済自動車又 の積替え又は保 には、当該場所	○○株式会社 △△廃車 新潟県△△市○○町○番 面積 ***㎡ 保管	○号

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住所
にいがた たろう 新潟 太郎 にいがた はなこ 新潟 花子 にいがた いちろう 新潟 一郎	代表取締役 取締役 監査役	新潟県新潟市○○区△△町1-2 新潟県新潟市○○区△△町3-4 新潟県新潟市○○区△△町5-6

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
にいがた じろう 新潟 次郎	部長	新潟県新潟市○○区△△町7-8

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所
該当なし	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理 人が法人である場合に記入すること。)

名 称	該当なし
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
にいがた たろう 新潟 太郎 にいがた はなこ 新潟 花子	新潟県新潟市○○区△△町1−2 新潟県新潟市○○区△△町3−4	200株100株

標準作業書の記載事項

院毕作来者の記載争頃 			
使用済自動車及び解体自動 車の保管の方法	別添標準作業所に記載のとおり		
廃油及び廃液の回収、事業 所からの流出の防止及び保 管の方法	同上		
使用済自動車又は解体自動 車の解体の方法(指定回収 物品及び鉛蓄電池等の回収 の方法を含む。)	同上		
油水分離装置及びためます 等の管理の方法(これらを 設置する場合に限る。)	同上		
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物 (解体自動車及び指定回収物品を除く。) の処理の方法	同上		

	使用済自動車又は解体自動 車から分離した部品、材料 その他の有用なものの保管 の方法	同上
	使用済自動車及び解体自動 車の運搬の方法	同上
	解体業の用に供する施設の 保守点検の方法	同上
	火災予防上の措置	同上
△手数料欄		

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添 付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載例 (役員の変更の場合)

様式第七 (第五十八条関係)

解体業変更届出書

○○○○年○○月○○日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) 950-○○○

住 所 新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

○○○年○○月○○日付け第20593000000号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	代表取締役 新潟 一郎	代表取締役 新潟 花子
変更の理由	○○○○年○○月○○日 取締役習	変更のため

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

解体業に係る廃業等届

○○○○年○○月○○日

(宛先) 新潟市長 様

(郵便番号) 950-○○○

住 所 新潟県新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

下記のとおり解体業の廃止等をしたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により届け出ます。

記

	住所	新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号	
解体業の廃止等をした解体業者	氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	○○株式会社 ○○事業所 代表取締役 新潟 太郎	
	許可年月日 及び許可番号	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 第20593000000号	
廃業等年月日	○○○年○○月○○日		
廃業等の理由	 死亡 法人の合併による消滅 法人の破産による解散 法人の合併又は破産以外の理由による解散 その許可に係る解体業の廃止 		

注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

誓 約 書

(宛先) 新潟市長

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号 イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○○○○年○○月○○日

申請者

住 所 新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格事項

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第七条の四 若しくは第十四条の三の二 (廃棄物処理 法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成五年法 律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件イの省令で定める者

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

上記欠格要件ハの政令で定める法令

①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推 進に関する特別措置法

上記欠格要件チ及びヌの政令で定める使用人

- 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
- ① 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの